

《住民参加度》に関する先進規定

◎ 住民参加機会

- 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会を原則公開するとともに、議会主催の一般会議を設置するなど、会期中又は閉会中を問わず、町民が議会の活動に参加できるような措置を講じるものとする。[栗]
- 議会は、会期中又は閉会中を問わず、市民との意見交換の場として懇談会等を開催し、市民の意見を反映させるよう努めるものとする。/ 委員会は、市民に審査の経過等を説明するとともに、委員会が所管する事務等について、市民との意見交換をするための懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。[丹]
- 議会は、市民への説明責任を果たすと同時に、議会活動への市民参加を推進すること。/ 議会は、市民が議会活動に参加する機会の確保に努めなければならない。/ 議会は、議会における会議を原則公開する。[松]
- 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会を確保するように努める。また、議会活動に関する情報を市民に公開し、市民に対する説明責任を果たす。[名]
- 議会は、自らの活動について次に掲げる手法を用いて、議決機関としての説明責任を果たすと同時に、市民意見の把握に努める。(1)議会報告会、(2)意見交換会、(3)パブリックコメント、(4)アンケート調査、(5)その他必要と認めるもの [東]・([多])
- 議会は、議会及び市民が自由に情報及び意見を交換する意見交換会を行うものとする。[泉佐]
- 議会は、市民の意見を聴く機会を設けるなど、市民が議会の活動に参加する機会の確保を図り、市民の意思を議会に反映することができるよう努めるものとする。[泉大]
- 議会は、開かれた議会運営に資するため、本会議、委員会及び全員協議会を原則として公開するものとする。[能]・([豊])

◎ 議会傍聴環境

- 議会は、市民の傍聴の意欲を高める議会運営を行うこと。/ 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開とする。[伊]
- 議会は、開かれた議会運営に資するため、本会議及び委員会をはじめ、すべての会議を原則として公開する。/ 議会は、市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努める。[宝]
- 議会の会議は原則として公開し、会議で用いた資料を積極的に公開するとともに、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。[堺]

◎ 傍聴人発言許可

- 議会は、請願及び陳情の審査における口頭陳情の実施、市民議会演説制度の実施など、市民が議会の活動に参加する機会の確保に努める。[名] ⇒ 「[名古屋市会市民3分間演説制度実施要綱](#)」
- 委員会の委員長は、傍聴人から発言の申出があった場合において、必要かつ適当と認めるときは、委員会に諮り傍聴人の発言を許可することができる。ただし、請願等の提出者は、自らが提出した請願等について発言することはできない。[取]
- 委員会は、市長等が提出した議案又は市の一般事務について、市民から発言をする機会の要請があったときは、発言の機会を与えることができる。[大] ⇒ 「[大田原市議会市民5分間演説実施要綱](#)」

◎ 請願の説明機会保障

- 議会は、請願及び陳情を町民(市民)による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。[栗]・[丹]・([宝]) ([豊])・([能])
- 議会は、市民等からの請願及び陳情を政策提案等として受け止め、適切、誠実にこれを審議又は委員会で審査するものとします。/ 委員長は、委員会に諮り、必要に応じて、市民の発言を許可することができます。[多]
- 議会は、請願(請願の例による陳情を含む。)を政策提案として受け止め、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下、「委員会」という。)における当該請願等に係る質疑が終結するまでの間に請願等の提出者から発言の申出があったときは、特別の理由がない限り、委員会において提出者の代表の意見を聴く機会を設けなければならない。[取]
- 委員会は、審査のため必要があるときは、紹介議員及び請願者の発言を求めることができる。[茨]・委員会規則

◎ 政策提案

- 市民は、前項に規定するもののほか、議会で多摩市に関する政策提案等を提出することができるものとし、議会は、政策提案等を所管する委員会を決定し、多摩市議会委員会条例の規定に基づき、適切、誠実にこれを審査しなければなりません。 [多] ⇒ 「[多摩市議会における市民の政策提案等に関する取扱要綱](#)」

◎ 議会モニター制度

- 議会は、議会モニターを設置し、町民から議会運営等に関する要望、提言その他の意見を聴取し、議会運営に反映させるものとする。 / 議会は、円滑かつ民主的な議会運営等を推進するため、議会モニターを設置するものとする。 / 前項の議会モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。 [栗] ⇒ 「[栗山町議会モニター設置要綱](#)」
- 議会は、市民の意見を広く聴取し、市議会活動及び委員会活動並びの議員活動に反映させるため、議会モニター制度を設けることができる。 / 市議会モニターについては、別に定める。 [北] ⇒ 「[北名古屋市議会モニター設置要綱](#)」
- 議会は、市民を構成員とする議会モニターを設置するものとする。 / 常任委員会、特別委員会及び議員運営委員会(以下これらを「委員会」という。)は、重要な議案等を審査する場合において必要と認めるときは、当該議案等に対する議会モニターの意見を聴取するものとする。 / 議会は、議会モニターから議会の運営等に関する要望、提言その他の意見を聴取し、議会活動の改善に努めるものとする。 この場合において、委員会は、必要に応じ当該委員会における審査の過程等の説明を行うものとする。 / 議会モニターの運営に関しては、議長が別に定める。 [佐] ⇒ 「[佐伯市議会モニター設置要綱](#)」
- 議会は、円滑かつ民主的な議会運営を推進するため、議会モニターを設置する。 / 議会モニターは、議会に対し議会運営に関する意見や改善提言等を行うものとする。 / 議会は、議会モニターから聴取した意見や改善提言等を議会運営に反映させるよう努めるものとする。 / 議会モニターの氏名は公開を原則とし、その活動は原則として無償とする。 / 議会モニターに関し必要な事項は、別に定める。 [滝] ([御]) ⇒ 「[滝沢市議会モニター設置要綱](#)」

◎ 参考人・公聴会

- 議会は、地方自治法(以下、「法」という。)第100条の2の規定による専門的知見の活用並びに本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会にあっては、法第109条第5項及び法第115条の2の規定による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 [伊]・([枚])
- 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、 市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。 [栗]・([丹])
- 議会は、市民の意見・知見を審査等に反映させるため、公聴会・参考人の制度等を活用するよう努める。 [名]・([堺])
- 議会は、地方自治法(以下、「法」という。)第115条の2第1項に定める公聴会制度及び法第115条の2第2項に定める参考人制度を活用するとともに、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努める。 [宝]
- 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を活用して、専門的又は政策的な識見等を討議に反映させることができる。 [豊]・([能])

凡例：[栗]=栗山町議会基本条例(平18.5.18公布・施行/平20.4.1改正)、[伊]=伊賀市議会基本条例(平19.2.28公布・施行)、[丹]=京丹後市議会基本条例(平19.12.21公布・平20.4.1施行)、[北]=北名古屋市議会基本条例(平19.12.21公布・平20.7.1施行)、[松]=松本市議会基本条例(平21.3.23公布・平21.4.1施行)、[御]=御船町議会基本条例(平22.3.12公布・平23.4.1施行)、[多]=多摩市議会基本条例(平22.3.15公布・平22.9.8施行)、[名]=名古屋市議会基本条例(平22.3.29公布・施行)、[佐]=佐伯市議会基本条例(平22.9.30公布・平22.10.1施行)、[宝]=宝塚市議会基本条例(平23.3.30公布・平23.4.1施行)、[取]=取手市議会基本条例(平23.12.5公布・平24.1.1施行)、[堺]=堺市議会基本条例(平25.3.19公布・平25.4.1施行)、[泉佐]=泉佐野市議会基本条例(平25.3.27公布・平25.4.1施行)、[豊]=豊能町議会基本条例(平25.6.14公布・平25.7.1施行)、[滝]=滝沢市議会基本条例(平25.12.13公布・平26.1.1施行)、[東]=東村山市議会基本条例(平25.12.27公布・平26.4.1施行)、[泉大]=泉大津市議会基本条例(平26.3.26公布・平26.7.1施行)、[枚]=枚方市議会基本条例(平26.3.27公布・平26.4.1施行)、[大]=大田原市議会基本条例(平27.6.30公布・平27.7.1施行)、[能]=能勢町議会基本条例(平26.9.25公布・平27.1.1施行)